

令和 8 年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務
〔東予東部、東予西部・中予北東部、南予南部〕
プロポーザル募集要領

1 趣旨

この要領は、令和 8 年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務〔東予東部、東予西部・中予北東部、南予南部〕を委託するに当たり、プロポーザルを実施し、本業務を確実に遂行できるものを選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 令和 8 年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務〔東予東部、東予西部・中予北東部、南予南部〕
- (2) 業務の内容 別紙令和 8 年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務〔東予東部、東予西部・中予北東部、南予南部〕仕様書（案）のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日
- (4) 委託上限額 5,938,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザルの参加資格

本業務に関するプロポーザルの参加者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の受付期間中において、知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (3) 企画提案書の受付期間中において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) プロポーザルに参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。
 - ア 愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年愛媛県条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
 - イ 暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（以下「法」という。）第 18 条の 2 の規定により都道府県知事の認定を受けた認

定鳥獣捕獲等事業者又は同法施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）第 13 条の 6 の規定に該当する者。

4 質問の受付

質疑事項がある場合は、質問書（別添様式参照）により質問を行うこと。

(1) 提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課（下記 12 参照）

(2) 提出期限

令和 8 年 8 月 14 日（金）午後 5 時 15 分まで

(3) 提出方法

電子メール、持参又は郵送（期限必着）

〔注〕電子メールの場合は、件名を必ず「令和 8 年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務〔東予東部、東予西部・中予北東部、南予南部〕の質問」とすること。

(4) 回答方法

随時、この公募をする愛媛県のホームページ上で閲覧に付す。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ電子メール又は郵送で回答する。

(5) 留意事項

提案書の審査に関する質問には回答しない。

質問に対する回答は、募集要領等の加除修正とみなすこととする。

5 参加希望者の資格の確認

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加希望書（様式 1）・・・・・・・・・・1 部

イ 認定鳥獣捕獲等事業者は認定証の写し・・・・・・・・・・1 部

ウ 法施行規則第 13 条の 6 に該当する者である者はその事実が確認できる書類
・・・・・・・・・・1 部

(2) 提出期限

令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 5 時 15 分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「問合せ先・提出先」へ提出。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

6 企画提案の内容

企画内容については、令和 8 年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務〔東予東部、東予西部・中予北東部、南予南部〕仕様書（案）の内容を資することを目的に、企画提案書を次のとおり作成し提出すること。

(1) 業務の概要

ア 業務の基本的な内容（業務の目的、期間、捕獲目標頭数）を記載すること。

イ 指揮命令系統図などを作成し、実施体制（事業管理責任者、現場管理者、捕獲従事者等）を記載すること。

ウ 業務の遂行に必要な実施体制の規模（捕獲に従事する日数、人数等）を記載すること。

エ わなによる錯誤捕獲への対応方法を記載すること。

(2) 業務の遂行能力

業務を適切に遂行すると見込める技術やノウハウを有しているか記載し、業務を適切に遂行すると見込める実績を有している場合は、その実績が確認できる書類を添付すること。

(3) 安全管理計画

ア 捕獲作業実施時の事故防止対策について提案すること。

イ 緊急時の連絡体制（関係機関、事業管理責任者、現場管理者）を記載すること。

ウ 捕獲作業を実施するうえで必要な関係機関との連携・調整方法を記載すること。

(4) 工程計画

契約締結後から業務報告までの工程について、計画を提案すること。（工程表の作成）

7 企画提案の提出手続

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出物及び提出部数

ア 企画提案書送付文（様式3）・・・・・・・・・・1部

イ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・4部（正本1部、副本3部）
・A4判、横書き、長辺とじとする（着色可）

ウ 見積書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・1部
・提案に必要な経費の全額（消費税及び地方消費税を含む）を示すとともに、その内訳が分かるように記載すること。

(2) 提出期限

令和8年8月31日（月）まで

（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「問合せ先・提出先」へ提出。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。

イ 提出された企画提案書は、理由のいかんを問わず返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をするこ

とはできない。

(5) その他

参加希望書を提出した後に参加を辞退する場合は、取下げ願い書（様式2）を提出すること。

8 選定方法

本プロポーザルの審査は、県が設置する審査委員会が実施する。審査委員会において、企画提案者は自己の企画についてプレゼンテーションを実施し、審査委員から質疑を行う。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 実施日（予定）

9月上旬（日時の詳細は、別途連絡する。）

イ 実施場所

松山市内（場所の詳細は、別途連絡する。）

ウ プレゼンテーションの時間

25分以内（説明10分以内、質疑応答15分以内）

(2) 審査要領

選定に当たっては、審査委員会において、別紙「評価基準」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの結果に基づき評価を行い、最優秀提案者を選定する。

(3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 委託上限額を超える金額での見積書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ プレゼンテーションを欠席したとき。

エ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

(4) 企画提案者が1者の場合であっても企画提案等の評価を行い、委託業者としての可否を審査する。

9 審査結果の通知

審査の結果については、提案者それぞれに書面で通知する。

なお、審査結果に関する質問については、一切受け付けない。

10 契約の方法

(1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と最優秀提案者の双方が合意に至った場合で別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(2) 別添「令和8年度指定管理鳥獣（ニホンジカ）捕獲等業務〔東予東部、東予西

部・中予北東部、南予南部] 仕様書（案）」は、最優秀提案者の企画提案内容によっては、最優秀提案者との協議等の結果に基づき、委託業務内容の追加、又は修正する場合がある。

(3) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議等を行なった上で、契約を締結することとする。

(4) 契約保証金は免除する。

11 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は、審査を行う際必要最小限の範囲で複写することがある。

12 問合せ先・提出先

〒790－8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県県民環境部環境局自然保護課生物多様性係

TEL：089－912－2368 FAX：089－912－2354

Eメール：shizenhogo@pref.ehime.jp

評 価 基 準

評価項目	評価の着眼点	配点
業務の概要	○捕獲の実施方法は適切か。 ○捕獲目標頭数を達成可能な捕獲計画となっているか。 ○指揮命令系統など実施体制は適切か。 ○錯誤捕獲の対応は適切か。 ○業務の遂行に必要な体制（捕獲に従事する日数、人数等）は、確保されているか。	40
業務の遂行能力	○業務を適切に遂行すると見込める技術やノウハウを有しているか。 ○業務を適切に遂行すると見込める実績を有しているか。	20
安全管理計画	○捕獲作業実施時の事故防止対策は適切か。 ○緊急時の連絡体制（関係機関、事業管理責任者、現場代理人）は適切か。 ○捕獲作業実施するうえで必要な関係機関との連携・調整方法を把握しているか。	20
工程計画	○契約締結後から業務報告までの工程は適切か。 ○適切に業務を遂行するスケジュールとなっているか。	10
価 格	○見積額は、委託上限額の範囲内か。 ○提案内容を実施するために必要な経費が的確に見積もられているとともに、その額が合理的なものであるか。	10
合 計		100